



第4号様式

流水建第 121号  
令和6年 2月29日

(宛先) 流山市監査委員

流山市上下水道事業管理者 矢幡 哲夫



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

### 措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第 133 号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
上下水道局下水道建設課	指摘	業務委託契約において、予算執行伺書の起票及び請書の徴取前に業務に着手させている事案があった。流山市財務規則及び流山市上下水道局契約事務取扱要領（平成16年4月1日制定）等に基づく適正な契約事務手を徹底されたい。	ご指摘のあった業務委託契約（水洗化普及リーフレット作成業務委託）につきまして、今後は流山市財務規則及び流山市上下水道局契約事務取扱要領に基づき、適正な契約事務手続きを経て業者に業務着手することを、課内で周知徹底してまいります。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。